

令和3年1月26日

関係各位

那覇市長 城間幹子  
(公印省略)

「那覇市公契約条例」の制定について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より、本市の施策に格別のご高配を賜り、厚く感謝を申し上げます。

みだしのことについて、別紙のとおり「那覇市公契約条例」及び「那覇市公契約条例施行規則」を制定いたしましたのでお知らせいたします。

那覇市公契約条例は、公契約に係る基本的な理念並びに本市及び事業者等のそれぞれの責務を定め、労働者等の適正な労働環境の確保や契約過程及び入札における不正行為の排除等を図ることで、公共サービスの質の向上を目指すために制定された条例であり、令和3年4月1日より施行予定です。

条例の施行後は、目的の達成に向け、市と契約を締結する事業者や下請業者等の皆様にも労働者等の適切な労働環境の確保等について、ご協力をお願いすることとなります。

つきましては、貴団体の会員の皆様に条例の制定等について、ご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、条例の内容をよりご理解いただくための「那覇市公契約条例の手引き」も策定いたしております。那覇市ホームページで公開しておりますので、あわせてご周知をお願いいたします。

那覇市ホームページ

トップページから、「産業・ビジネス」⇒「事業者登録・入札・契約」⇒  
「那覇市公契約条例」の制定について」の順に進んでください。

URL

<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/koukeiyakujourei.html>

【問い合わせ先】

那覇市 総務部 法制契約課  
工事契約グループ

TEL：098-951-3253

FAX：098-894-8974



# 那覇市公契約条例の概要

令和3年4月1日より、那覇市公契約条例が施行されます。

## 目的

公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務等を定めることにより、公契約の締結及び履行における適正性の確保、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保、地域経済の健全な発展並びに社会的価値の向上に資する取組の推進を図り、もって公共サービスの質の向上に寄与する。

公契約とは・・・  
市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び市が地方自治法指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定(規則で定める契約を除く。)

## 基本理念

- (1) 公契約の締結の過程において、公正性、競争性及び透明性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び良質な公共サービスを確保すること。
- (3) 労働者等及び下請負人等の適正な労働条件その他の労働環境の確保に資すること。
- (4) 地域経済の健全な発展に資すること。
- (5) 公契約を通じた社会的価値の向上に資すること。

基本理念に則り、施策等を実施する。

那覇市(水道局を含む)

### 【責務】

公契約に関する施策を総合的に実施する

### 【施策】

- ・公契約からの不正行為の排除
- ・公正性、競争性及び透明性の確保
- ・適正な価格、納期等の設定
- ・労働者等の適正な労働環境が確保される契約の締結
- ・地域経済の健全な発展への配慮
- ・社会的価値の向上に資する措置

### 【調査】

公契約に関する課題の把握、施策の実施や改善に使用。

事業者等(下請、再委託等を含む)

### 【責務】

市が実施する公契約に関する施策に協力する

### 【取組内容】

- ・労務費その他の経費の適正な積算
- ・労働基準法その他の関係法令を遵守し、労働者等及び下請負人等の適正な労働環境の確保及び向上させる
- ・下請負人等との契約時には、地域経済の健全な発展に配慮し、適正な契約を締結する。

公契約の締結  
責務を達成し、公共  
サービスの質を向  
上させる。

施策に関する調査

調査への協力(回答)

施策の実施状況、  
調査結果の報告

施策の評価、  
新たな施策の  
提案、助言

市は施策を実施しながら、調査や公契約審議会によって施策を評価することで、条例の実効性を担保します。

条例の詳細は、那覇市ホームページでもご確認いただけます。



## 【公契約審議会】

公契約条例の施行に関する事、公契約条例の施策の推進に関する事等を審議